

日野市居住支援協議会会則

平成29年3月27日制定
令和2年11月18日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日野市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、日野市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、会長（次条第1項に規定する会長をいう。以下、この条において同じ。）に入会の申込を行い、本会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 部会長 若干名
- (5) 副部会長 若干名

2 役員は、会員が互選する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- (4) 部会長は、担当部会の運営に当たる。
- (5) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 やむをえない事由等により集会して総会を開催できない場合又は集会による総会の開催が望ましくないと会長が認めた場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に変えることができる。

3 総会(定期総会及び臨時総会をいう。以下同じ。)は、会長が招集する。

4 総会は、次に掲げる事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 専門事項について協議するために必要に応じ部会を設置すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、本会に関する基本的事項及び重要事項を

決定すること。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の半数以上の出席により成立する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会長に委任したものとみなす。
- 4 会長は、運営上必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、その意見を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第4章 会議

(会議の招集)

第10条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 やむをえない事由等により集会して会議を開催できない場合又は集会による会議の開催が望ましくないとき会長が認めた場合は、議案等を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に変えることができる。

(会議の定足数等)

第11条 会議は、会員の過半数の出席により成立する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、委任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなし、前項の規定については、出席した会員とみなす。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、初年度においては本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 雑則

(事務局)

第16条 本会の事務局は、日野市まちづくり部都市計画課に置く。

(秘密の保持)

第17条 会員は、本会の事業の実施に関して知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等については、総会で定める。

附 則

この会則は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年11月18日から施行する。

別 表

1	学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授
2	独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 多摩エリア経営部
3	NPO 法人 日本地主家主協会
4	社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
5	日野市地域包括支援センター (代表)
6	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 南多摩支部
7	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 多摩南支部
8	日野市 健康福祉部
9	日野市 まちづくり部